

豊橋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 豊橋市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び豊橋市から求められた場合には、それに応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>
2 以下の場合には、豊橋市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 移住支援金の申請日から3年未満に豊橋市から転出した場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす就業先の職を辞した場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(4) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に豊橋市から転出した場合：半額	<input checked="" type="checkbox"/>
3 移住支援金の返還にあたり、移住支援金を受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、豊橋市補助金等交付規則に基づき計算した加算金を請求された場合は、これを納付します。 また、移住支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付せず、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、豊橋市補助金等交付規則に基づき計算した遅延利息を請求された場合は、これを納付します。	<input checked="" type="checkbox"/>

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

令和6年11月20日

署名欄： 豊橋 太郎